

〈利用者様用〉

訪問看護利用契約書

(介護保険・医療保険)

訪問看護ステーション

Life Free

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 事業者は、介護予防・介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目標として、利用者にたいし、第4条に定める訪問看護サービスを提供します。
- 事業者が利用に対して実施する訪問看護の内容、利用日、費用等の事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条(契約期間)

- 本契約の有効期限は、契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様、契約は更新されたものとします。

第3条(訪問看護計画の決定・変更)

- 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(以下ケアプランという)が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問看護計画を作成するものとします。
- 事業者は、利用者に係るケアプランが作成されていない場合でも、訪問看護計画の作成を行います。その場合に、事業者は利用者に対して、居宅介護支援事業所を紹介する等、ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- 事業者は、訪問看護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 事業者は、利用者に係るケアプランが変更された場合、利用者及びその家族等の要請に応じて、訪問看護計画について変更の必要があるかどうか調査し、その結果、訪問看護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して、訪問看護計画を変更するものとします。

第4条(介護予防・介護保険給付対象サービス)

- 事業者は、介護予防・介護保険給付対象サービスとして、身心機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行います。

第5条(介護予防・介護保険給付対象外のサービス)

- 事業者は、利用者との合意に基づき、介護予防・介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護を提供するものとします。
- 事業者は利用者に必要な処置の関わる材料の提供、死後のケアを行います。

第二章 サービスの利用と料金

第6条(サービス利用料金の支払い)

- 利用者は第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書の定める介護予防・介護保険給付の1割・2割・3割負担分を事業者に支払うものとする。
- 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書の定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料を事業者に支払うものとします。
- 利用者は、前項の定めるサービス利用料金を1ヶ月分まとめて口座振替とします。
(口座振替依頼書を提出) ※銀行振り込みの場合の手数料はお客様負担となります。

第7条(利用の中止、変更、追加)

- 利用者は、利用期日前において、訪問看護の利用中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合は、利用者はサービス実施日の前々日までに事業者に申し出るものとします。

第8条(利用料金の変更)

- 第6条に定めるサービス利用料金について介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

第三章 事業者の義務

第9条(事業者及びサービス事業者の義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、主治医と連携し、利用者からの聴取・確認のうえサービスを実施するものとします。

第10条(守秘義務等)

1. 事業者及びサービス従事者または従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等の利用者に関する身体等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は、利用者に係わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなどの正当な理由がある場合には、事前に同意を文書により得たうえで、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償(事業者の義務違反)

第11条(損害賠償責任)

1. 事業者は本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者の生じた損害について賠償する責任を負います。
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた身心の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じる又は免除することができるものとします。

第12条(事業者の責任にならない事由によりサービスの実施不能)

1. 契約の有効期限中、地震・台風などの天災、その他、自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第五章 契約の終了

第13条(契約の終了事由、契約終了の伴う援助)

1. 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1)利用者が死亡した場合
 - (2)要介護認定により利用者の身心の状況が自立と判断された場合
 - (3)事業者がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4)事業者の滅失や重大な損傷により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5)第14条及び第15条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第14条(利用者からの契約解除)

1. 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - (1)事業者もしくはサービス従事者が第10条第1項に定める守秘義務に違反した場合
 - (2)事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第15条(事業者からの契約解除)

1. 事業者は、利用者は以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - (1)利用者が本契約に基づくサービスの範囲外のサービス、並びに行為の提供を強要した場合
 - (2)利用者が行方不明又は連絡が取れない状態が1ヶ月以上継続した場合
 - (3)利用者が本契約に基づくサービス料金の支払いを6ヶ月以上怠った場合
 - (4)利用者が故意または過失により事業者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その

他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第六章 その他

第16条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第17条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

【特記事項】

上記の契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者は署名捺印し、事業者は記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

但し、利用者が身体的事由その他やむを得ない事由により署名捺印ができない場合は、代理人が利用者の意思表示を確認したうえで、代理人が署名捺印することによって利用者が本契約の内容を確認し本契約を締結する意思表示を証したものとみなします。

令和 年 月 日

事業所住所 沖縄県北中城村字喜舎場167-2
事業者名 合同会社Life Free
代表者名 志 良 堂 幸 次 印

説明者氏名 _____

利用者氏名 _____

利用者住所 _____

(家族及び代理人)

氏名 _____ 続柄() _____

住所 _____

〈ステーション控え〉

訪問看護利用契約書

(介護保険・医療保険)

訪問看護ステーション

Life Free